

インフルエンザは、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、インフルエンザの症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「インフルエンザ治ゆ報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

## インフルエンザ治ゆ報告書 (保護者記入)

令和 年 月 日

園長 殿

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「インフルエンザ（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1 診断名 インフルエンザ ( A型 ・ B型 )  
※型がわかっている場合は、該当するものに○をつけてください。

2 初診日 (インフルエンザと診断された日) 令和 年 月 日 ( )

3 発症日 (発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日)

令和 年 月 日 ( )

| 例                         | 発症日 | 発症後 5 日間 (出席停止期間) |     |     |     |     | 発症後 5 日を経過 |          |          |
|---------------------------|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----|------------|----------|----------|
|                           | 0日目 | 1日目               | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目        | 7日目      | 8日目      |
| 発症後<br>1日目に<br>解熱した<br>場合 |     | 解熱                |     |     |     |     |            | 登園<br>OK |          |
| 発症後<br>2日目に<br>解熱した<br>場合 |     |                   | 解熱  |     |     |     |            | 登園<br>OK |          |
| 発症後<br>3日目に<br>解熱した<br>場合 |     |                   |     | 解熱  |     |     |            | 登園<br>OK |          |
| 発症後<br>4日目に<br>解熱した<br>場合 |     |                   |     |     | 解熱  |     |            |          | 登園<br>OK |

### 【登園の基準】

※発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した翌日から登園できます。

※ただし、解熱した後3日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。

4 登園の基準による登園可能日  
または医師から登園を認められた日 令和 年 月 日 ( )

5 受診した医療機関名 医療機関名